

## 甲州通所リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

### 1. 事業所の概要

事業所名	甲州通所リハビリテーション
開設年月日	昭和63年5月2日
所在地	山梨県笛吹市石和町四日市場2031
連絡先	TEL：055-263-0242（代） FAX：055-263-2250
管理者	施設長 小林 史和
介護保険指定番号	1970500359号
定員	①一日型35名 ②午前半日型10名 ③午後半日型10名
営業日	月曜日～金曜日 但し、年末年始を除く
営業時間	8：00～17：00
サービス提供時間	①9：00～16：10 ②9：00～12：10 ③13：00～16：10
送迎範囲	笛吹市・山梨市・甲府市で、当事業所からおおよそ半径5km内の地域 笛吹市・石和町・春日居町：全域 八代町：北、南、大間田、増利、永井、米倉（一部）、岡（一部） 御坂町：国衛、成田、二之宮、井之上、夏目原、金川原、栗合、八千蔵 一宮町：坪井、田中、竹原田、橋立、東原、国分、金田 境川町：石橋 甲府市：川田町、和戸町、向町、上河原町、桜井町、横根町、国玉町、酒折1～3丁目、 善光寺1～3丁目、里吉1～4丁目、西高橋町、蓬沢町、蓬沢1丁目、砂田町、 朝気1～3丁目、城東3～5丁目
職員体制	医師1名以上（兼務職員） 理学療法士・作業療法士・看護師・介護職員 6名以上

### 2. 事業の目的及び運営方針

甲州通所リハビリテーションは、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画表）に基づき、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために、利用者の心身機能・生活機能・社会参加の維持・回復を図るためにリハビリテーション及び利用者の心身機能の状況に応じた適切な介護を提供します。

### 3. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案  
 甲州通所リハビリテーションに従事する職員によって、利用者の心身機能や生活機能等の評価や利用者・家族の希望を充分に取り入れ、通所リハビリテーション計画を作成します。計画書は、定期的に見直しを行います。
- ② 医学的管理・健康状態の確認  
 定期的に当事業所の医師が診察を行います。利用開始前に血圧や脈拍等の健康状態の確認をさせていただきます。利用中に利用者の状態に変化があった場合は、医師・看護師が確認させていただきます。状況に応じて利用契約書に記入された連絡先に連絡させていただきますので、主治医への受診をお願いいたします。ただし、状態が急変した場合には速やかに対応いたします。
- ③ リハビリテーション  
 医師指示のもと、通所リハビリテーション計画書に沿ってリハビリテーションが提供されます。心身機能や日常生活動作・趣味や余暇・社会参加等、目的に合わせて、期間を定めながら行います。
- ④ 食事・栄養管理（昼食11時40分～）  
 管理栄養士の指示のもと栄養バランスのとれた食事を提供します。嚥下や栄養の状態により、食形態の変更・各種制限食も対応します。定期的に体重測定を行い、著しい増減があるようであれば、介護支援専門員に報告させていただき、医師・管理栄養士等の専門職から助言が受けられるよ

うに働きかけます。

- ⑤ 入浴  
大浴場での入浴、家庭用浴槽での入浴、シャワー浴を利用者の状態に応じて提供します。また、自宅での入浴につなげるための動作評価や指導を行います。
- ⑦ 介護  
通所リハビリテーション計画書に沿って必要な介護を提供します。能力に応じた見守りや一部介助を通して自立を支援していきます。
- ⑧ レクリエーション  
生活活動や社会参加につながる内容や他者との交流が図れるように考慮し、利用者の楽しみにつながるレクリエーションを企画・提供します。
- ⑨ 相談援助サービス  
利用中や家庭での困りごとや相談等をお受けいたします。同意のもと、担当の介護支援専門員や関係機関等と連携を取らせていただくこともございます。
- ⑩ リスク管理  
可能な限り安全なケアサービスを提供させていただきます。しかし、利用者の状況により転倒・転落などの危険が伴うことがあります。十分に注意いたしますが、ご了承の程お願いいたします。
- ⑪ 修了移行支援・再利用  
目標の達成状況・進捗状況等から利用の終了・他のサービスへの変更等を事業所の医師が判断します。修了にあたっては、修了後に利用されるサービス事業所へ、リハビリテーションの観点からアドバイスさせていただきます。また、修了後に、再度通所リハビリテーションの必要性が生じた場合は、主治医・介護支援専門員と相談の上、利用を検討することが可能です。
- ⑫ その他  
これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますのでご相談下さい。

#### 4. 協力医療機関

名 称 甲州リハビリテーション病院  
住 所 山梨県笛吹市石和町四日市場2031

#### 5. サービスの提供にあたって

##### ①記録

事業者は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、別に定める「診療記録等の開示要領」によりこれに応じます。

##### ②身体拘束等

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

##### ③虐待防止の対応

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する担当者を置き、委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る
- ・事業所における虐待の防止のための指針を整備する
- ・事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する

## ④ハラスメントの防止

事業所は、職員に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対し、ハラスメントについて説明を行い、職員に対し、研修を実施するなど必要な措置を講じます。

## ⑤秘密の保持及び個人情報の保護

事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び家族等に関する個人情報の利用目的を別に定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。サービス提供に関する事業所間の情報共有等など個人情報を活用する場合について、別紙「個人情報保護規定」に沿って取り扱います。

## ⑥衛生管理

事業所は、施設内の消毒清掃を行い、また飲用水、食器等の衛生的な管理に努めます。事業所における感染症の発生、またまん延を予防するために必要な措置を講じ、職員に周知します。

## ⑦非常災害対策

事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## ⑧緊急時の対応

事業者は、利用者に対し、看護師等の医学的判断により専門的な診察が必要と認める場合、利用者及び保証人が指定する者に対し連絡し、主治医、協力医療機関での診療を依頼することがあります。前項のほか、通所リハビリテーションサービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者又は保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

## ⑨事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は利用者に対し必要な措置を講じます。状況により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 6. 利用料金及び支払い方法

利用料、利用者負担額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。利用料金の支払いは、原則的に口座振替となります。振替可能な金融機関は「山梨中央銀行」、または「ゆうちょ銀行」のいずれかとなります。

・振替日	山梨中央銀行	毎月	20日（休日等の場合は翌営業日）	1回
	ゆうちょ銀行	毎月	25日（休日等の場合は翌営業日）	1回

利用者の都合により振替ができなかった場合は、その月の月末までに指定口座にお振込み、または甲州ケア・ホーム受付にご持参下さい。お振込みの際、送金手数料は利用者負担でお願いします。支払いが確認できた後、利用者又は保証人の指定する送付先に対して、領収書を交付します。

## 7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・利用に際しては、利用開始前に主治医からリハビリテーションを行う上での血圧や脈拍の制限の指示や禁忌事項の記載のある文書（診療情報提供書）の提出が必要です。また、介護支援専門員等から病歴についての情報収集をさせていただきます。
- ・入院・入所等で1か月以上ご利用されない場合、その後の再利用は、入院・入所前に利用していただいた条件での利用継続が困難な場合も予測されます。あらかじめご承知おき下さい。
- ・利用時には、介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- ・原則として、当事業所の利用日に併設の病院の定期受診等はありませんのでご承知おき下さい。
- ・金銭・貴重品等の管理は、利用者自身でお願いいたします。防犯上、多額の金銭や貴重品の持ち込みは控

えていただきますようお願いいたします。

- ・衛生管理上、飲食物の持ち込みや他の利用者に配るなどの行為はご遠慮下さい。

## 8. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教等の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、利用時間内の飲酒及び事業所内での喫煙はご遠慮願います。

## 9. 要望及び苦情等の申し入れ

事業所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。相談・苦情は、保険者である市町村や国民健康保険連合会でも受け付けています。

要望・苦情等受付窓口	連絡先
甲州通所リハビリテーション 事業責任者 丸茂高明	055-263-0242 (代)
医療法人銀門会 事務部部长 金子修	055-263-0242 (代)
笛吹市 介護保険相談窓口	055-261-1903
甲府市 介護保険相談窓口	055-237-5473
山梨市 介護保険相談窓口	0553-22-1111
山梨県 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理担当	055-233-9201

- ・利用者からの相談・苦情が上がった場合は、迅速かつ誠実に対応し、利用者の権利擁護に努めるとともに申出者や利用者に対して不利益とならないように扱います。
- ・相談・苦情の内容によって、調査等が必要な場合には、適切に対応し、その結果、改善が必要と認められる場合は必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて、居宅介護支援事業者との連絡調整その他、必要な連携を図ります。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方の記名押印の上、各自1通を所持いたします。

**重要事項説明書の記載内容につき、説明を受け承知しました。**

西暦 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

**重要事項説明書の記載内容を説明しました。**

事業者 医療法人 銀門会 佐藤 吉沖 (公印省略)

住所 山梨県笛吹市石和町四日市場 2031  
電話 055-263-0242 (代表)

説明者 \_\_\_\_\_